

平成30年4月1日現在の等級等ごとの職員の数公表します。

「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第58条の3第2項の規定に基づき、平成30年4月1日現在の等級等ごとの職員の数をお知らせします。

○行政職

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事補、技師補又はこれに相当する職務	4人	10.0%	主事補 技師補	2人 2人
2級	主事、技師又はこれに相当する職務	4人	10.0%	主事 技師	3人 1人
3級	主任又はこれに相当する職務	6人	15.0%	主任 主任（再任用）	5人 1人
4級	主査又はこれに相当する職務	12人	30.0%	主査	12人
5級	課長補佐又はこれに相当する職務	3人	7.5%	課長補佐	3人
6級	課長、副課長又はこれに相当する職務	8人	20.0%	課長 副課長	3人 5人
7級	次長又はこれに相当する職務	3人	7.5%	事務局長 次長	3人
8級	事務局長又はこれに相当する職務	人	0.0%		人
合計		40人	100%		40人